

多国籍企業段階の税制改革

——1960年代はじめの合衆国を例に——

飯野 公 央

目 次

はじめに

I. 1960年代までの合衆国民間直接投資の動向

II. 多国籍企業についての企業論的アプローチ

III. ケネディ税制改革と多国籍企業の財務戦略

結びにかえて

は じ め に

1986年3月の税制改革で導入された移転価格税制と、同時に整備された「対応的調整」により、IRS（内国歳入庁）から追徴課税を受けたトヨタと日産は、1987年に国税庁ならびに地方自治体から1,500億円もの税を還付された。そして1991年には東京国税局が米系大手損害保険会社 AIU 日本支社に移転価格税制を適用し追徴課税をおこなった。これらのできごとは、日本企業が本格的に多国籍化の段階に入ったこと、多国籍企業に課税する手段の一つである移転価格税制を利用し、日米間で課税競争が発生していることなどを示しただけでなく、今後の税・財政運営における多国籍企業の特異な行動に注意を払う必要性をこれまで以上に大きくした。¹⁾

ところで、移転価格税制の導入を企業が多国籍段階にまで発展したことを示す税制上の指標とすれば、合衆国においては1960年代がその時期にあたる。²⁾

本稿では、60年代前半のケネディ減税を、企業が多国籍化しつつある段階で行われた税制改革として位置づけ、その税制改革が合衆国企業の多国籍化にいかなる影響を与えたか、そしてその結果どのような税・財政問題が残されることになったのか考察してみたい。

考察順序は次の通りである。Ⅰでは、戦後の合衆国民間資本移動の地域別・産業別特徴を整理し、国際資本移動論では説明しにくい直接投資の状況を明らかにする。Ⅱでは、このような状況を多国籍企業の行動および内部組織の特殊性から説明し、Ⅲでは、そのような組織的行動を可能とした多国籍企業の財務戦略の特徴とケネディ政権下の税制改革との関連を分析し、最後に多国籍企業段階の税・財政問題を指摘する。

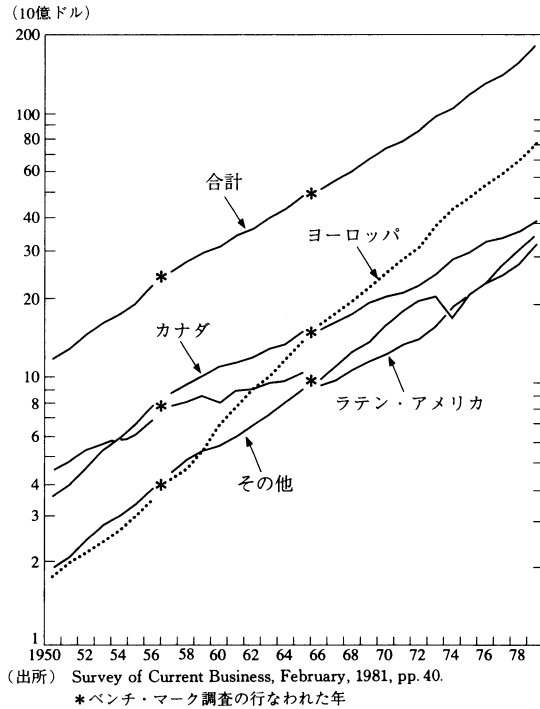
- 1) 本稿では、企業内分業の国際的展開をはかり、総合本社によるヒエラルキー的支配により、国際的寡占を押し進める企業のことを多国籍企業と考えている。
- 2) 合衆国における移転価格規制の根拠規定は内国歳入法（Internal Revenue Code）第482条である。この法律に相当する初期の形態は1918年に導入されている。すなわち内国歳入長官に関連会社などの恣意的な所得移転を防止するために、連結申告権限を与え、第240条(d)として現れている。1921年に関連企業、特に海外取引法人として設立された子会社における恣意的な所得移転を防止する権限を与え、1928年には、「所得と控除の配分」という表題の下に第45条として独立の規定となった。この立法の主旨は海外子会社を設立することによる利益の恣意的な移転、仮装取引および親会社の利益をしばりだす（milking）ために利用される諸方法を防止し、真の租税債務を明確にすることにあった。その後1954年の改正で第482条となり現在に至っている。しかし、この第482条の規定は、その後の多国籍企業の活動やその他の国際的な経済活動の発達に対する課税問題が重要なものになり、1960年にIRS（内国歳入庁）に国際調査官グループが組織されるまではその適用はほとんどなかったといわれている。そして、1968年になって適用上の一般的なガイドラインおよび詳細な財務省規則が制定され今日に至っている。大崎満『移転価格税制—日本と欧米の制度比較』大蔵省印刷局、1988年を参照。また具体的な適用および判例については、金子宏「アメリカ合衆国の所得課税における独立当事者間取引（arm's length transaction）の法理—内国歳入法典482条について」『ジュリスト』No. 724（1980年9月15日）、No. 734（1981年2月15日）、No. 736（1981年3月15日）を参照。

I. 1960年代までの合衆国民間直接投資の動向

1. 地域別分布

第二次大戦直後の西ヨーロッパにおいては、戦後の経済的・政治的不安定から、植民地地域においては、独立運動・民族運動などから、合衆国資本にとっては投資リスクが高く、直接投資は余りなされず、マーシャルプランに代表されるような政府の復興・開発援助が中心であった。また、西ヨーロッパについては、厳しい為替制限、主要産業の国有化の動き、東西冷戦、不十分な通信・交通手段、海外投資収益に対する差別的税制¹⁾など、直接投資による合衆国企業の進出を抑制する要因が少なくなかった。このような

図 I - 1 地域別直接投資ポジション



事情の下、海外直接投資はカナダ、ラテン・アメリカが中心であった。

図 I - 1 に示されるように、1950年代に入り、朝鮮戦争ブーム、スエズ動乱などが発生し、原材料資源を求めた合衆国のカナダ、ラテン・アメリカ投資は続伸する。しかし、並行して進んだ西ヨーロッパの政治的安定と経済力の回復、それにとまう経済自由化の進展（例えば、1953年英国の投資収益の送金許可など）、さらには1958年に西ヨーロッパとの間で通貨の交換性が回復するなど、合衆国の対西ヨーロッパ投資が増加する諸要因が形成されていった。

1950年代末から1960年代にかけて合衆国の直接投資は西ヨーロッパへ急激に傾斜し、1963年にラテン・アメリカを、1965年にカナダを抜き、地域別シェアではトップとなった。その後も、カナダ、ラテン・アメリカ向け投資の伸びに比べ、西ヨーロッパ向け投資は高い伸びを示している。

2. 産業別分布

第二次大戦後の合衆国の産業別海外投資ポジションを示したのが表 I - 1 である。全産業の平均成長率10.1%は GNP 成長率を大きく上回る伸びを示しており、この時期の合衆国企業の急激な海外進出ぶりを表している。特に、年平均成長率を上回る製造業（特に化学関連、機械、輸送機械）、金融保険業、商業は際だっており、製造業だけでなく金融・サービス業の海外進出も本格化したことを示している。

表 I - 1 合衆国の産業別海外直接投資ポジション

年 度	直接投資額（百万ドル）				構成比（%）				年平均成長率
	1950	1957	1966	1979	1950	1957	1966	1979	
全 産 業	11,788	25,394	51,792	192,648	100	100	100	100	10.1
石 油 業	3,390	9,055	13,893	41,553	29	36	27	22	9.0
製 造 業	3,831	8,009	20,740	83,564	32	32	40	43	11.2
食 品	483	723	1,771	7,291	4	3	3	4	9.8
化学関連製品	512	1,378	3,840	18,990	4	5	7	10	13.3
一次金属	385	941	1,448	4,681	3	4	3	2	9.0
機 械	807	1,658	5,033	23,591	7	7	10	12	12.3
非電気機械	420	927	3,235	n. a.	4	4	6	n. a.	n. a.
電 気 機 械	387	731	1,798	n. a.	3	3	3	n. a.	n. a.
輸 送 機 械	485	1,204	3,919	11,489	4	5	8	6	11.5
その他製造業	1,159	2,106	4,729	17,522	10	8	9	9	9.8
その他の産業	4,566	8,331	17,160	67,531	39	33	33	36	9.7
鉱業・精錬業	1,129	2,361	3,983	7,185	10	9	8	4	6.6
運輸・通信・公益事業	1,425	2,145	2,260	3,607	12	8	4	2	3.3
商 業	762	1,668	4,331	20,709	6	7	8	11	12.1
金融・保険業	425	1,001	4,540	27,459	4	4	9	14	15.5
そ の 他	826	1,155	2,046	8,570	7	5	4	4	8.4

（出所） Survey of Current Business, February, 1981, pp. 43.

（注） n. a. : 利用可能なデータなし。

これらを時期的見みると、1950年から1957年の8年間に、全産業の投資額は2倍強に増加した。特に石油業はスエズ動乱の影響でラテン・アメリカへの投資が急増し、投資シェアを29%から36%に増加させている。製造業も順調に海外投資を拡大させたが、鉱業・精錬業、運輸・通信・公益事業は若干シェアを低下させている。

1957年から1966年までの10年間ならびにその後の十数年間は、製造業の直接投資の急激な拡大の時期である。シェアは1957年の32%から1966年の40%（1979年には43%）に増加し、石油業の27%、その他の産業の33%を抜いて、直接投資に占めるシェアで

トップになった。ところで、この時期に製造業以外で注目すべきは、金融・保険業の急速な伸びである。投資額ではわずかに45億ドル程度であるが、シェアを5パーセント・ポイント高めており、化学、機械などよりも高い伸びを示している。これは製造業の急速な海外進出にともなう資金調達、決済、利潤送金など銀行業務が国際化し、支店網の整備・拡大など、銀行の多国籍化が進展しつつある状況を示している。

以上、戦後合衆国の海外直接投資の推移を地域別・産業別に検討すると、1960年代以降の直接投資は、西ヨーロッパ向け製造業投資が中心をなし、それにおされるように銀行業の多国籍化を導いていた。

そこで次にこの様な動きをもたらした諸要因を考察する。

3. 直接投資の諸要因

一般に国際的な資本移動をもたらす基本的誘因は、資本の収益率格差に求められるが、現実には、様々な経済的・政治的諸要因を無視することはできない。

合衆国から西ヨーロッパへの直接投資が1950年代末から1960年代にかけ急増した諸要因として、CEA（大統領経済諮問委員会）は次の諸点をあげている。²⁾

(1) EEC の利潤期待の高さ、(2) 企業が差別的通商政策により EEC から締め出され

表 I-2 アメリカ国内外の投資利益率の比較

(単位:%)

	全産業		製造業		石油		鉱業・金属加工		公益事業	
	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外
1953	10.6	13.3	12.7	12.9	14.7	19.3	8.8	7.7	9.2	4.1
1954	10.3	13.4	12.3	12.6	13.8	19.5	10.0	8.7	9.3	1.8
1955	12.0	14.8	15.0	13.0	14.2	21.4	13.7	13.1	9.7	5.4
1956	11.3	14.2	13.9	12.1	14.7	19.4	15.3	14.6	9.8	n. a.
1957	10.6	14.1	12.8	11.0	13.6	19.1	7.9	11.3	9.6	6.8
1958	9.0	11.1	9.8	10.7	10.2	13.5	6.5	8.2	9.8	n. a.
1959	9.8	10.9	11.6	11.6	10.0	11.4	7.4	11.0	10.1	n. a.
1953-59平均	10.5	13.9	12.6	12.9	13.0	19.0	9.9	11.6	9.6	4.8
1960	9.1	10.8	10.6	10.5	10.3	11.7	9.0	13.1	9.9	n. a.
1961	8.7	10.6	9.9	9.9	10.4	11.9	9.7	11.7	9.9	a. a.
1962	9.1	11.4	10.9	9.9	10.5	13.5	10.1	11.5	10.0	n. a.
1963	9.5	—	11.5	—	11.4	—	8.1	—	10.2	n. a.

(資料) 海外は“Balance of Payments Statistical Supplement”, U. S. Dept. of Commerce, 1958. および“U. S. Business Investment in Foreign Countries”, U. S. Dept. of Commerce, 1960. 国内は、The First National City Bank of New York, “Business and Economic Condition”, various issues, 1955-64.

(出所) 【調査月報】日本長期信用銀行調査部, No. 83, 1964年5・6月。

るのを恐れたこと、(3) 西欧が政治的・経済的安定を取り戻し、通貨交換性を回復したこと、(4) ミサイル時代の到来で、軍事的脅威が西欧も合衆国も同じになったこと、(5) 税法の違いが、西欧への投資を優遇していること、である。

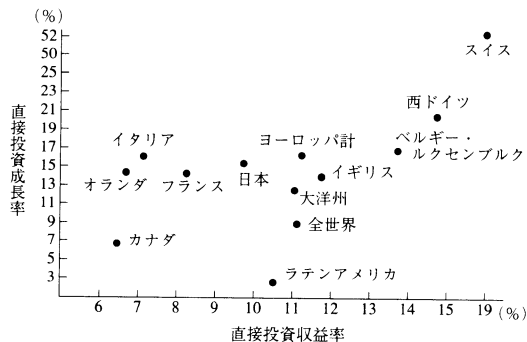
まず、(1)の要因について、合衆国国内と海外との利益率を比較したものが表 I-2 である。全産業をみると、海外投資の利益率が国内投資のそれを上回っている。しかし、海外投資にともなう不確実性やリスクを考えると十分な高さといえるかどうかは疑問である。特に1960年代の直接投資の中心である製造業をみると、利益率にはほとんど格差はなく、1962年には逆に国内の方が高いという状況である。この様に、合衆国企業の海外直接投資は、利益率の格差のみで説明するには無理がある。

さらに、地域別の直接投資収益率と成長率を示す図 I-2 は、海外投資の収益率が地域によりかなりの相違があることを示している。ここで注意しなければならないのは、例えば、オランダ、フランス、イタリアなどは直接投資収益率がラテン・アメリカよりも低いにもかかわらず、直接投資成長率は逆に高いということである。ここからも、合衆国の海外直接投資を利潤率格差だけで説明することは困難である。

次に要因(2)から(4)までの国際政治・経済・軍事的諸要因は統計的に明らかにすることは困難であるが、海外投資の不確実性ならびにリスクを軽減するという点では直接投資を増加させた要因と考えられる。

最後に(5)の税制上の格差問題である。確かにそれまで合衆国企業の海外支店もしくは子会社があげた収益は、海外に留保されるかぎり、本国に送金されるまで課税されなかった。さらに、たとえ本国に送金されたとしても、海外で既に課税された税額は、国

図 I-2 直接投資の収益率と成長率



(出所) 表 I-2 に同じ。

際的²二重課税排除によって本国の税額から控除された。このように、従来の税制では、海外に所得を留保し再投資するかぎり本国での課税を回避でき、これは課税の繰延べによる無利子の貸付けに等しく、資本の海外流出を促進するとして非難されていたのである。しかし、Ⅲで検討するが、ケネディ政権下の税制改革では、一部地域（特にタックス・ヘブン）に対する税制上の優遇措置を廃止し、不当な所得留保ならびに租税回避を制限した。さらに減価償却期間短縮、投資税額控除制度の導入、法人税率引き下げ等により、法人税負担は西ヨーロッパなみに緩和され、設備投資に対する税制上の格差はそれほど大きなものではなくなっていた。

以上のことから、この時期の合衆国企業の多国籍化の特徴とその要因を、全体的な収益率ならびに税負担率の格差から説明するだけではきわめて無理があり、むしろ多国籍企業の独自の行動様式と、それを可能とした³多国籍企業の内部組織の側面からのアプローチによる補完が必要と思われる。

- 1) Randall Act により合衆国企業の海外収益は国内収益と同じく52%で課税されることになっていたが、カナダ、ラテン・アメリカの場合は、38%という税率が適用された。
- 2) *The Annual Report of the Council of Economic Advisers*, 1963, United States Government Printing Office, pp. 101-103.
- 3) この様な従来の資本移動論では海外直接投資の地域間・産業間での配分の不均一性を説明できないため企業論的アプローチの必要性を強調しているものとしては、Stephen Herbert Hymer, *The International Operations of National Firms: A Study of Direct Foreign Investment*, The Massachusetts Institute of Technology, 1976（『多国籍企業論』宮崎義一編訳、岩波書店、1979年）を参照。また合衆国企業の西ヨーロッパ進出の具体的検討については、Raymond Vernon, *Sovereignty at Bay: The Multinational Spread of U. S. Enterprises*, Basic Books Inc., 1971（『多国籍企業の新展開』霍見芳浩訳、ダイヤモンド社、1973年）が詳しい。

Ⅱ. 多国籍企業についての企業論的アプローチ

多国籍企業は、所有、経営、生産および販売活動がいくつもの国にまたがっている寡占的な企業であることが多い。そこで、ここでは多国籍企業の特殊な行動様式を企業論的アプローチから整理してみたい。

多国籍企業の寡占的性格を協調する理論の中で2つの議論が際だっている。一つはR. パーノンによって展開された、プロダクト・サイクル説であり、もう一つは企業の垂直的統合論である。

1. プロダクト・サイクル説と生産の国際的波及

プロダクトサイクル説は、製造業の対外直接投資や1950年代から1960年代にかけての合衆国企業の海外進出、そして、同種あるいは同様な財（最終生産物）をあらゆる場所で生産するために工場を設置するといういわゆる“水平統合”を説明するのに適している。

R. バーノンのプロダクト・サイクル説によれば、¹⁾商品のライフサイクルは、“新製品”→“成熟途上の生産物”→“標準化商品”の三段階である。この流れが工業製品の国際貿易および投資のパターンを決定する。まず、“新製品”はかならず世界に先駆けアメリカにおいて開発される。これはアメリカだけが新製品を需要するだけの所得水準を有していることと関係がある。次に、“成熟途上の生産物”段階では、アメリカ以外の高所得の工業国にも需要のパターンが波及し大量生産が必要になる。この段階になると、アメリカ企業はアメリカ以外の需要を充足させるため、輸出を拡大するか、マーケットに近い現地生産をするかの選択を迫られる。そして徐々に生産コストの中の労働要因が判断基準となる段階である。次の“標準化商品”段階では、生産費が最低であるかどうか重要な要因となり、発展途上国が産業立地上優位性を持つことになる。

このプロダクト・サイクル説に生産立地の条件を入れると、“新製品”段階（アメリカ合衆国）→“成熟途上の生産物”段階（西ヨーロッパ・日本）→“標準化商品”段階（途上国）という図式を描くことができる。このようにプロダクト・サイクル説は、商品の発展段階と産業立地を組み合わせると多国籍化を説明しようとしたところに特徴を持つ。

しかしながら、自動車産業、食品産業のような既開発産業でその後見られる“海外直接投資の相互浸透”現象を説明できないことや、巨大多国籍企業が、全世界的視野で兵站上の組織網を張りめぐらせ、その中を移動する中間生産物の動きを説明できないなどの限界をプロダクト・サイクル説は持っている。²⁾

そこで、より一般的かつ包括的な説明をしたのが垂直的統合理論である。

2. 企業内ヒエラルキーの国際的展開

企業が海外において操業する場合には、自国の工場から輸出を行う場合に比べ諸々のコストが必要になる。したがって、企業が外国で業務を開始する場合には、独占的利益を獲得できるほどのメリットを、規模の生産性、管理能力、そのほか企業に固有の面で持ち合わせる必要がある。各企業にそれぞれ独自のこれら資質は、基本的には本国市場で形成されるものであるが、内部市場をとおして低コストで海外に移転され、受け入れ

国企業との競争に勝ち残る大きな要因でもある。

ところで、垂直的な統合形態をとった多国籍企業の拡大要因には3つの側面がある。第1は、主として取引コストを軽減する観点から行われる取引の各段階の国際化あるいは垂直的統合、つまり原材料から中間財、そして移転価格を含むあらゆる生産のプロセスを包括し管理するシステムである。第2は、生産および技術に関する知識の集中と独占である。第3は、通信・交通手段の発達で可能となった海外進出の機会である。

これらの諸側面の結果、垂直統合された多国籍企業の戦略は、多国籍企業独自の意志決定によって生産の各段階をグローバルに展開することを可能にするのである。

ところで、垂直統合された多国籍企業は一般にM型企業（Multidivision Structure）つまり多数事業部制企業の形態をとっていることが多い。O.ウィリアムソンによれば、この最適事業形態と見なされる多数事業部制企業は多くの点でミニチュア資本市場と見なされる。しかし、企業が実際にミニチュア資本市場の機能を有効に果たすには、持株会社型の組織が持っているよりも広範な内部的統制の機構を持つ必要があり、その条件として、誘引機構の操作、内部監査、キャッシュ・フローの配分をあげている。そして特に「内部的な統制過程と外部的な統制過程とをくらべてみると、多くの点で、収益性の高い用途へのキャッシュ・フローを割り当てるということ性格が、M型企業のもっとも基本的な性質である³⁾」としてキャッシュ・フローを重視しているのである。しかもM型企業におけるキャッシュ・フローは、それを生み出した部門へ自動的に帰されるのではなく、社内での資金獲得競争にさらされる。この様にして、M型企業では資本市場の機能の一つである、収益性の高い用途にキャッシュ・フローを割り当てることが内部で可能なのである。

そこで次にキャッシュ・フローについてのM型企業の特異な行動——キャッシュ・フローの極大化——とケネディ税制改革との関連を検討することが、多国籍段階での税制改革の有効性と問題点を明らかにするために必要と思われる。

- 1) R. Vernon, *International Investment and International Trade in the Product Cycle*, *Quarterly Journal of Economics*, May 1966.
- 2) 佐藤定幸『多国籍企業の政治経済学』有斐閣, 1984年, 第2章参照。
- 3) O. Williamson, *Markets and Hierarchies*, The Free Press, 1975（『市場と企業組織』浅沼萬里・岩崎晃訳, 日本評論社, 1980年, 243ページ）

Ⅲ．ケネディ税制改革と多国籍企業の財務戦略

Ⅱでは、国際的視野に立ち企業全体の内部資金を収益性の高い用途に割り当て、市場支配力を強化する機能こそ多数事業部制の多国籍企業の基本的性格であると考えた。そこで、キャッシュ・フロー極大化という行動様式を持つ多国籍企業の財務戦略と税制との関わりを検討し、それを踏まえてケネディ減税が合衆国企業の多国籍化と如何なる関連を持っていたかを明らかにし、最後にそこから導かれるいくつかの税・財政問題を指摘する。

1．移転価格と多国籍企業の財務戦略

世界各国にまたがる生産段階を、同一企業の企業内分業として垂直的に統合する多国籍企業の場合、また、最終生産物ではなく中間生産物を親会社と海外子会社の間で企業内国際取引を行う場合、両者間の取引は、外部市場を経ずにもっぱら親会社の決定によってなされるシャドウ・プライスで処理される。この様に親会社と海外子会社との間で親会社のヒエラルキー的意志決定によって利益を配分するよう決定される価格を通常トランスファー・プライシング（移転価格）と呼ぶ。

この様な性格上、これまでトランスファー・プライシングは、しばしば多国籍企業の税負担の軽減策として利用され、多国籍企業のグローバルな税引き後利潤の極大化の重要な手段であった。トランスファー・プライシングは次にあげるいくつかの方策により、多国籍企業の利潤極大化に貢献している¹⁾。

1) 税負担の軽減策として：グローバルな税引き後利潤の極大化を図ろうとする場合、法人税率の高い国の親会社は、法人税率の低い国の子会社に、正常価格よりも安いトランスファー・プライスで取引をし、利潤を子会社に分配する。

2) マーケットシェア拡大策として：進出先の競争相手との価格競争に対応できるように、赤字を覚悟でトランスファー・プライスを引き下げ、競争企業を市場から駆逐する。ほぼダンピング輸出に相当する。

3) 関税障壁に対応して：輸入価格の高低によって関税率に大きな差異がある場合、低関税率ですむよう、トランスファー・プライスを引き下げる。

4) 投下資本の早期回収のため：リスクの高い国に投下した資本を早期に回収するた

め、子会社へのトランスファー・プライスを正常価格よりも高めに設定する。

この他にも、トランスファー・プライシングは、慢性的インフレーションや、国際収支赤字による為替差損を防いだり、労働組合の賃上げ要求が強い場合に、利益を低く公示するためなどに利用される。

いずれにせよ、トランスファー・プライシングは、多国籍企業がグローバルに利潤極大化をはかるための企業内取引価格の操作であり、投資受け入れ国にとっても、出資国にとっても放置できない問題である。

ケネディ政権下ではこのような状況に対し、財務省が内国歳入法第482条では国際取引に対して合衆国の課税権が十分に守られていない点を強調し、議会は1962年、米国企業による外国子会社への所得移転防止策について検討を開始した。²⁾そしてこのような過程を経て、1968年に「独立企業原則（Arm's Length Standard）」として移転価格の判断基準が確立され、現在国際的ルールとなっている。

もっとも、ケネディ政権下では明確な基準がなかったために、そもそも、利益の不当な海外留保や租税回避を制限すべく、次の諸政策が提案された。

第1は、課税の繰延べ（Tax Deferral）の制限である。従来、合衆国企業の海外子会社の利益は、それが海外に留保される限り、本国送金されるまでは課税されなかった。しかも、タックス・ヘブンのように、外国政府が税制上の優遇措置をとる場合、利潤が本国に送金されず留保されることが習慣化する。合衆国政府は、これらが長期資本の流出、海外での利潤再投資を促進している要因と判断し、海外所得の国内のみ課税を提案した。しかしながら、議会修正の結果、課税対象はタックス・ヘブンの留保所得に限られ、それ以外については従来通り本国送金されるまで課税されなかった。

第2は、西ヨーロッパとの間の法人税率の格差縮小である。これにより、移転価格を操作することで節税を図るインセンティブに制限がかかり、税制格差がもたらす資本の海外流出に一定の歯止めをかけた。

このように、ケネディ政権下での税制改革は、多国籍企業による従来型の節税を防止する意図は持っていたようである。

それでは、ケネディ政権下の税制改革は、どのような形で多国籍企業のグローバルな利潤極大化あるいはキャッシュ・フロー極大化と関わっていたのだろうか。

2. ケネディ法人税減税とキャッシュ・フロー

ケネディ政権下で実施された法人税減税は大きく3つの内容を持っていた。第1は、

ブレティン F の改訂と呼ばれる減価償却期間の短縮、第 2 は、投資税額控除の導入、第 3 は、法人税率の 52% から 48% への引き下げ、である。これらの措置は次のような背景と目的をもって³⁾いた。

(1) 西欧・日本に比べ古い陳腐化した機械設備しかもたない合衆国はこれら諸国との競争には勝てない、(2) GNP に占める生産設備投資額の割合が合衆国では減少傾向を示している、(3) 合衆国の民間資本形成促進には、諸外国の水準にまで資本形成促進的な税制改革が必要である、(4) そこで耐用年数の改訂、投資税額控除制度の導入、法人税率の引き下げ等が必要。そしてこれらの政策を並行して採用することによって、望ましき民間資本形成、国際収支ポジションの改善が可能となる。

ところでこれらの措置により、減価償却期間の短縮の恩恵を最も受けたのは製造業（特に、化学、機械、輸送機械）であり、投資税額控除制度も製造業を重視すると同時に商業活動を優遇していた。そして、これら法人税減税に加え、1964 年には所得税減税も実施され、合衆国は高成長の時期を迎えるのである⁴⁾。しかし、他方でこの法人税減税には重要な問題点を含まざるをえなかった。つまり、Ⅱで明らかにしたように、多国籍企業はグローバルな視野にたつて内部資金の極大化ならびに市場支配を目的とするため、当時すでに西ヨーロッパで繰り広げられつつあった多国籍企業間ならびに現地企業との市場競争——とりわけ製造業における——にとってまたとないキャッシュ・フローの供給がその本国の親会社になされたのである⁵⁾。西ヨーロッパへの進出企業は、市場シェアの拡大・確保を狙って、現地子会社の利潤極大化に制約されずに行動ができるようになったのである⁶⁾。

表Ⅲ-1 は減税前後の企業のキャッシュ・フローを示しているが、ケネディ減税によって多国籍化の度合いの強い業種の投資資金は内部留保と減価償却費の合計である内部資金で賄える水準にまで達していたのである。ケネディ減税が国内企業の設備投資の促進を主として狙ったものにもかかわらず、既に企業の多国籍化が進展しつつあった段階ではかえって、多国籍化を促進する要因とならざるを得なかったのはこのためである。一国民経済にとっての成長促進政策、あるいは投資促進策は、多国籍企業段階では大きくその効果を制約されざるをえないのである。

多国籍企業とは国民経済全体にきわめて強い影響力を持つ存在であるばかりか、企業利益の前には国民経済全体の利益さえも犠牲にすることを厭わない存在なのである。

「今世紀半ばのアメリカ経済においては、中核的アメリカ企業と主要なアメリカ産業が世界の通商取引を牛耳っていた。しかし、このイメージは、マネーと情報がグローバ

第Ⅲ-1 主な製造業のキャッシュ・フローの推移（10億ドル）

		内部留保	減価償却	内部資金(A)	設備投資(B)	(A)/(B)
'60年	製造業全体	1.76	9.84	11.60	15.09	0.77
	化学関連	0.30	1.15	1.45	1.55	0.94
	一次金属	0.16	1.07	1.23	1.82	0.68
	機械	0.22	1.34	1.55	2.15	0.72
	輸送機械	0.63	0.71	1.34	1.25	1.07
'65年	製造業全体	11.22	15.08	26.30	23.44	1.12
	化学関連	1.07	1.86	2.93	2.73	1.07
	一次金属	1.01	1.72	2.73	2.54	1.07
	機械	2.32	2.11	4.44	3.43	1.29
	輸送機械	1.49	1.02	2.52	2.54	0.99

（出所） Statistics of Income: Corporation, Internal Revenue Service, 1960, 1965. より作成。

るな企業組織の中をなんなく動き回る、世紀末の状況からは、余りにかけ離れている。もはや、アメリカ企業とかアメリカ産業というものは事実上、存在しないのである。アメリカ経済とは地球経済の一つの地域に過ぎない⁷⁾という状況が多国籍企業段階で生み出されたのである。

3. 多国籍企業段階の税・財政問題

多国籍企業段階でまず問題になるのが移転価格税制の問題である。現在のところ、多国籍企業内部での適正な利潤配分を可能とする基準として一般に独立企業間価格（Arm's Length Price）を利用している。ここでいう独立企業間価格とは、関連者間取引と取引状況が同一または類似のものであり、関連者間の取引が、同様の状況下で、独立第三者間における取引として行われたならば成立したであろう価格⁸⁾ということである。しかし、実際に比較可能な取引を確定するのはきわめて困難であり、各国の課税当局の裁量によるところが大きい。このため、はじめにでも述べたように、IRS（内国歳入庁）と国税庁の間で移転価格税制を利用した税源をめぐる競争が発生し易いのである。特に、先進各国とも財政赤字を抱え、そして極めて高い国内課税水準をこれ以上引き上げるとも、政治・経済的に困難であるため、移転価格税制を利用するインセンティブは強いと思われる。

わが国の例のように、多額の還付によって地方公共団体の財政状況が急激に悪化する

などの例もあり早急に各国間での基準の共通化が必要である。

第2は、税収の空洞化問題である。現在、外国で納めた税額に付いては国内の税額から控除され、その分国庫の法人所得税収入は減額される。表Ⅲ-2は合衆国の外国税額控除の推移を示したものであるが、1955年に外国税額控除前法人所得税額にしめる外国税額控除額は、わずかに4.2%であったものが、1960年に5.3%、1965年に7.6%、1970年には12.0%が税収から抜け落ちていく。また、日本の外国税額控除には、実際には支払っていないが、支払ったものとして税を還付するという見なし外国税額控除制度という補助金と等しいような制度まで存在しているため、ますます法人税の税源を狭めているのである。この様に法人税収入は多国籍化が進展するにしたがって——それにとまなう税源の拡大措置をとまわらない限り——急速にそのウェイトを低下させる可能性を持っている。

表Ⅲ-2 主要産業別外国税額控除の推移（百万ドル）

	（上段）外国税額控除額 （下段）外国税額控除前法人所得税額 ¹⁾					税収空洞化率（%） ^{2,3)}				
	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	55年	60年	65年	70年	75年
全 産 業	959	1,224	2,616	4,549	19,988	4.2	5.3	7.6	12.0	23.2
	22,700	23,090	34,278	37,842	86,132					
鉱 業 ・ 精 錬 業	217	289	403	698	10,197	26.3	36.4	15.4	39.9	47.2
	824	794	1,060	1,750	21,609	1.0	1.3	1.2	18.4	11.8
製 造 業	587	752	1,923	3,288	8,583	4.3	6.2	9.5	16.2	20.9
	13,602	12,115	20,338	20,269	41,059	2.6	3.3	5.6	8.7	10.0
運 輸 ・ 通 信 公 益 事 業	18	13	31	43	119	0.6	0.4	0.6	1.0	2.3
	2,921	3,709	4,982	4,415	5,266	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
商 業	64	81	56	207	211	2.5	3.3	1.7	4.4	2.5
	2,526	2,441	3,249	4,692	8,342	0.3	0.4	0.2	0.5	0.2
金 融 ・ 保 険 業	40	57	143	247	748	1.9	1.8	4.4	5.3	11.7
	2,102	3,158	3,258	4,689	6,393	0.2	0.2	0.4	0.7	0.9
サ ー ビ ス 業	17	20	44	41	73	4.4	4.0	5.9	3.7	4.3
	384	506	743	1,104	1,714	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1

（出所） Statistics of Income : Corporation, Internal Revenue Service, 1955, 1960, 1965, 1970, 1975. より作成。

注1) 外国税額控除額 + 法人所得税額の合計

2) (上段) 各産業の外国税額控除額 / 各産業の外国税額控除前法人所得税額

3) (下段) 各産業の外国税額控除額 / 全産業の外国税額控除前法人所得税額

第3の問題は、今日の日本にとっても重要な意味を持っている。つまり課税ベースの拡大をとまなうような税制改革が実現せぬまま国内企業の多国籍化が進展した場合——少なくとも現在のように資本移動の中立制を重視し、法人税率を各国とも低めに調整しようとする場合——法人税のウェイトはますます低下し、その代替財源をどこに求めるかがきわめて重要な政策課題とならざるをえないということである。その場合、国内外で膨れ上がる財政需要をどの様に賄うのか、法人税にかわる代替財源として何を増税するのか、さらには、現行の所得税中心の課税体系そのものの変更を迫られるのではないかと、という国際的な税・財政調整にまで発展する可能性を持つ問題にならざるをえないだろう。

多国籍企業が世界経済における重要性を高めつつある今日、その特殊な行動様式を踏まえた租税制度ならびに論理が必要である。

- 1) Michael Z. Brooke and H. Lee Remmers, *The Strategy of Multinational Enterprise*, Longman Group Limited, 1970 (『多国籍企業の戦略』海保正喜子訳、産業能率短期大学出版部、1975年、246-252ページ)。
- 2) 内国歳入法第482条の規定は、「法人格を有するかどうか、アメリカ合衆国において設立されたものかどうか、連結申告をする要件を満たしているかどうかを問わず、同一の利害関係者によって直接または間接に所有されまたは支配されている2以上の組織、営業または事業体のいずれに対しても、財務長官は、脱税を防止し、あるいはそれらの組織・営業または事業体の所得を適正に算定するためにそれが必要であると認められる場合には、それらの間に、総所得、所得控除、税額控除、その他の控除を配分し、割当、または配賦することができる」となっているだけで、なんらの運用基準を持ち合わせていなかった。
- 3) President's 1961 Tax Recommendations, Hearings before the House Committee on Ways and Means, 87th Congress, 1st Session, PP. 20-48.
- 4) ケネディ政権下の税制改革の産業別・企業規模別影響などについては、拙稿「ケネディ政権下の税制改革—その背景と政策意図」『立命館経済学』第39巻第1号、1990年4月を参照。
- 5) 経済成長期に加速償却が導入された場合の減価償却費と粗投資との関係を分析したE. D. ドマーによれば、成長する経済では置換えだけでなく拡張投資の一部までも賄う減価償却費が組み立てられる可能性がある。
E. D. Domar, *Essays in the Theory of Economic Growth*, Oxford University Press, Inc., 1957 (『経済成長の理論』宇野健吾訳、東洋経済新報社、1959年、第7、8章)参照。
- 6) この様に、市場支配を目的として、特定地域の子会社の利潤極大化を擬制にしつつも、他の地域の子会社の高利潤によって、多国籍企業全体としては利益をあげるといことが行われていた。例えば、宮崎義一『現代の資本主義』岩波書店、1967年、第2章2節「シムカの悲劇」を参照。
- 7) Robert B. Reich, *The Work of Nations*, Alfred A. Knopf, Inc., 1991 (『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ』中谷巖訳、ダイヤモンド社、1991年、338ページ)
- 8) 川田剛『国際課税の基礎知識』税務経理協会、1989年、99ページ。

結びにかえて

本稿では次の諸点を明らかにした。Ⅰでは、戦後の合衆国の直接投資の動きを地域別・産業別に検討し、地域ではラテン・アメリカ、カナダから西ヨーロッパへ、産業では製造業（特に化学、機械、輸送機械）へ、それぞれ直接投資のウェイトがシフトしたことを明らかにした。同時に、地域間・産業間でのこのような直接投資の不均一性を説明するには従来の資本移動論では限界があることも明らかとなった。

そこでⅡでは、企業論的アプローチによる企業の多国籍化とその特殊な行動様式を検討した。つまり、世界各国にまたがる別個の生産段階を、同一企業の企業内分業として垂直的に統合し、親会社のヒエラルキー的意志決定にしたがった資金配分（調達）によって、個別の事業部の利潤極大化ではなく企業全体として、そしてグローバルな税引き後利潤の極大化と市場支配を試みる存在が多国籍企業でありその行動様式の特異性であった。

Ⅲではその様な多国籍企業の財務戦略——キャッシュ・フローの極大化——とケネディ減税の関連を分析した。ケネディ減税は一方で移転価格税制の強化など、多国籍企業の資本移動や所得配分に一定の制約をかけようとしたものの、国内経済立て直しのためにとられた各種の法人税減税措置が、まさに企業に十分なキャッシュ・フローを提供し、一方で国内の高成長を達成したと同時に、多国籍企業の世界戦略にとっての重要な資金供給の役割も果たしたのである。

ところで、本稿は多国籍企業段階の税制改革としてケネディ税制改革を捉えるというこれまでとは異なる課題設定を行うだけでなく、アプローチにおいても、企業論的アプローチを採用し、一般的な収益率ならびに法人税率の格差から資本移動を説明するのではなく、多国籍企業の内部組織の最適化の結果として企業内分業の国際的展開が起これ、その資金調達面あるいは財務戦略面に税制が重要なかわり合いを持っているという視点から、ケネディ減税と多国籍企業の関係性を分析した。そこで、最後にこの分析のメリットについて触れておきたい。

企業内分業をヒエラルキー的に支配する今日の多国籍企業の行動上の特殊性として本稿では、キャッシュ・フローの極大化を採用した。ここで用いたキャッシュ・フローは、内部留保と減価償却費の合計のことであり、内部資金と言い換えることも可能

である。通常企業の最適化行動は税引き後純利潤の極大化であるが、多国籍企業のように「会社支配」という株式会社制度の高度に発達した組織では、純利潤に含まれる株主配当さえもコストとして見なされ、自由な経営資金としては内部留保と減価償却費が重要視される。このため多国籍企業の経営陣は、個別の株主の意志決定からは相対的に独自の存在となり、そしてこれらが、個別事業部の利潤極大化よりも企業全体としての利潤極大化を志向できるベースとなっている。この様に、今日の多国籍企業は株主の利益や国民経済全体の利益よりも企業自身の利益を追求する経済主体としての性格をますます強めている。

以上のように考えた場合、これまでの租税政策にみられるような投資促進あるいは経済成長指向的な法人税減税などは、法人税収の減収と勘案して必ずしも十分な効果を上げうるかがきわめて疑問視される。さらに、Ⅲ-2でも見たように、外国税額控除前法人所得税額に占める外国税額控除額の比率は多国籍化の進展とともに急増し、法人税の課税ベースの縮小の一要因となっている。多国籍化の度合に格差があり、合衆国多国籍企業が圧倒的である現状では、外国税額控除による税収空洞化率は低下しそうにない。

ところで、たとえ法人税の課税ベースが縮小しても、それを相殺できる他の税の税率引上が可能か、あるいは法人所得を完全に株主に帰着させ個人段階で課税するか、あるいは各種の租税特別措置廃止などにより課税ベースを拡大し、そこに新たな税源を求めることが可能となるならば、税収上の問題のいくつかは解消されるが、国際間競争が激しい今日、法人税は、税負担の低い地域に制度を合わせる方向に向かっており、現実に法人の税負担を高めることはきわめて困難な状況にある。課税水準がきわめて高い段階で、企業の多国籍化が進展する場合、新たな税源の確保のため、税体系全体の調整が図られねばならない。企業の多国籍化は、従来の包括的所得課税のあり方（ただし、現行の所得課税は包括的所得税とは見なしえないとの指摘もある）を、その課税ベース選択のレベルから再考を迫るものといえよう。80年代の経済の国際化の進展によって、税制改革の潮流の中で、支出ベースの税体系に注目が集まったのも、この様な多国籍企業への課税強化ならびにその困難さと無関係ではないと思われる。

〔本稿作成に当たり、本学経営学部客員教授宮崎義一先生より企業論的アプローチについて貴重なアドバイスを受けた。また第49回日本財政学会において大阪大学経済学部助教授井堀利宏先生より有益なコメントを頂いたが、紙幅の都合上、井堀先生のコメントには稿を改めておこたえしていきたい。〕